

新潟県病院局管理規程第12号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年8月1日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(料金)	(料金)
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～5 （略）	1～5 （略）
6 文書料	6 文書料
(1) 診断書、証明書	(1) 診断書、証明書
ア 普通のもの 1件につき <u>3,300円</u>	ア 普通のもの 1件につき <u>2,200円</u>
イ 複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの） 1件につき <u>5,500円</u>	イ 複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの） 1件につき <u>4,400円</u>
ウ （略）	ウ （略）
(2) 死亡診断書、死体検案書	(2) 死亡診断書、死体検案書
ア （略）	ア （略）
イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの） 1件につき <u>7,700円</u>	イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの） 1件につき <u>6,600円</u>
(3)～(5) （略）	(3)～(5) （略）
7～41 （略）	7～41 （略）
備考 （略）	備考 （略）

附 則

- この規程は、令和7年9月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和7年9月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。